

電力スマートメーター通信網を活用した水道使用量の自動検針の実施に係る協定書

(基本合意)

第1条 京都市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、国が電力スマートメーター通信網を活用した共同検針の普及を推進していること等を踏まえ、インフラ事業全体のコストの合理化、検針・保守業務の効率化・高度化、サービスの更なる向上等を目的として、甲が水道スマートメーターによる水道使用量の自動検針の導入を進めるに当たり、乙の電力スマートメーター通信網を活用した共同検針の手法を採用すること及び令和8年12月を目途として共同検針の実施に係る契約（以下「実施契約」という。）を締結することを目指し、検討・協議することに基本合意する。

(理念)

第2条 甲及び乙は、共同検針を実施するに当たり、それぞれの事業運営の合理化や施設の保守、維持管理の効率化を図るにとどまらず、データ利活用の促進、災害時における情報のリアルタイム把握等により、利用者の利便性向上や地域への貢献を果たすとともに、共同検針の運用改善及び技術的改善、自治体との連携等により、将来的な共同検針の普及、拡大に寄与することを共通の理念として確認する。

(実施場所)

第3条 甲及び乙は、実施契約を締結した場合、次の地域において共同検針を実施する。

- (1) 京都市左京区大原地域ほか（詳細は別表のとおり）
 - (2) 京都市伏見区深草六反田町ほか（伏見工業高等学校跡地及び元南部配水管理課用地）
- 2 前項以外の地域における共同検針の展開については、同項の地域での実施結果の評価に基づいて、甲乙協議のうえ、決定する。

(実施契約上の甲及び乙の基本的な責務)

第4条 実施契約を締結する場合における甲及び乙の基本的な責務は、以下を念頭に置き、本協定書の締結後に別途協議するものとする。

- (1) 甲は、共同検針の実施に当たり、前条第1項に定める実施場所に水道スマートメーターを設置し、適切に維持管理する等の責務を実施契約において負う。
- (2) 乙は、共同検針の実施に当たり、甲に対して、電力スマートメーター通信網の適切な維持管理に努め、安定的な通信を確保するとともに、共同検針により取得されたデータを適正に管理し提供する等の責務を実施契約において負う。

(共同検針実施に係る事前準備)

第5条 甲及び乙は、共同検針の実施に向け、事前準備を滞りなく行うものとする。ただし甲及び乙は、相手方の事前準備における検討の結果、共同検針の実施にかかる当該相手方の技術的及び経済的課題等が解消されない場合には、実施契約の締結が困難となる可能性を認識する。

2 甲及び乙は、前項に定める事前準備に要した費用（本協定の締結以前に支出した費用を含む。）を各自で負担するものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の協定期間は、本協定の締結日から実施契約の満了日（実施契約が締結されなかった場合においては、甲及び乙が協議のうえ定める日）までとする。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(協定の破棄)

第8条 本協定は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、破棄することができるものとする。

- (1) 実施契約が締結されなかったとき。
- (2) 甲又は乙が相手方の本協定上の義務の履行を催促したにもかかわらず、なお当該義務が履行されないと認められるとき。
- (3) 甲及び乙が、本協定の破棄に合意したとき。

2 前項の規定に基づき、甲及び乙の責に帰すべき事由（第5条1項に定める甲及び乙の技術的及び経済的課題等を除く。）により本協定を破棄したことで、相手方に対し損害が生じたときは、甲及び乙はその損害に相当する金額を損害賠償金として相手方に支払わなければならない。

(秘密保持)

第9条 秘密保持に関しては、甲乙間で令和8年2月9日に別途締結された「秘密保持契約書」によるものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市公営企業管理者上下水道局長 吉川 雅則

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表者 代表取締役社長 白銀 隆之

別表（第3条関係）

地域名	住所
外畑地域	西京区大原野外畑町の一部
静原地域	左京区静市静原町及び静市野中町の各一部
水尾地域	右京区嵯峨水尾北垣内町、嵯峨水尾宮ノ脇町、嵯峨水尾武蔵嶋町、嵯峨水尾竹ノ尻町、嵯峨水尾下深谷及び嵯峨水尾岡ノ窪町の各一部
宕陰地域	右京区嵯峨嵯原及び嵯峨越畑の各一部
雲ヶ畑地域	北区雲ヶ畑中津川町、中畑町及び出谷町の各一部
鞍馬・貴船地域	左京区鞍馬本町、鞍馬二ノ瀬町及び鞍馬貴船町の各一部
中川・小野郷地域	北区大宮釈迦谷、西賀茂氷室、鷹峯堂ノ庭、中川、杉阪、真弓、大森及び小野並びに右京区梅ヶ畑川東の各一部
久多地域	左京区久多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の町及び久多宮の町の各一部
広河原・花脊地域	左京区花脊大布施町、花脊八桝町、花脊原地町、広河原杓子屋町、広河原能見町、広河原下之町、広河原菅原町及び広河原尾花町の各一部
別所・百井地域	左京区花脊別所町及び大原百井町の各一部
大原地域	左京区大原戸寺町、大原上野町、大原大長瀬町、大原来迎院町、大原勝林院町、大原古知平町、大原草生町、大原野村町、大原井出町、大原小出石町及び八瀬花尻町の各一部
黒田地域	右京区京北芹生町、灰屋町、下黒田町、宮町及び上黒田町の各一部
弓削地域	右京区京北上弓削町、上中町、下中町、下弓削町、井崎町、田貫町、赤石町及び塩田町の各一部
京北中部地域	右京区京北小塩町、初川町、井戸町、大野町、比賀江町、中江町、塔町、辻町、鳥居町、下町、五本松町、周山町、熊田町、宇野町、浅江町、西町、矢代中町、漆谷町、下熊田町、柏原町、弓槻町、栃本町、中地町、明石町及び下宇津町の各一部
細野地域	右京区京北細野町の一部